

山梨英和大学学長選考に関する規程

2001年12月 7日 制定

(目的)

第1条 この規程は、山梨英和大学（以下「本学」という。）の学長の選考について必要な事項を定めることを目的とする。

(選考機関)

第2条 学長の選考は、本規程の定めるところにより、理事会が行う。

(選考の時期)

第3条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長の辞任申出を理事会が受理したとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 前項の選考は、同項第1号の場合は任期満了の日の60日前までに終了するように、同項第2号及び同項第3号の場合は速やかに開始する。

(学長の資格)

第4条 学長は、本学の内外を問わずキリスト教の信徒であって本学の建学の精神に十分な理解をもち、人格高潔、学識に富み、かつ、教育行政に関して識見を有する者の内から選考されなければならない。

(学長候補者推薦の方法)

第5条 理事並びに本学専任教職員は、別紙様式に定める推薦用紙に学長候補者の略歴、業績等に関する資料を添付して、理事会が設置する学長選考委員会（以下「委員会」という。）に推薦することができる。

(委員会)

第6条 委員会の委員は、理事長のほか、理事会から選出された理事3名及び教授会から選出された教員3名により構成する。

- 2 委員が学長候補者として推薦され、候補者となることに同意した場合は、委員を辞任しなければならない。
- 3 委員が前項の規定又はその他の理由により辞任した場合は、当該部門から選出された委員と速やかに交代する。
- 4 委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 6 委員会の会議は委員の3分の2以上の出席により成立し、出席委員の3分2以上をもって議決する。
- 7 委員会は、理事会が学長を決定したとき解散する。

(学長予定者の決定)

第7条 委員会は、学長候補者1名を選出し、委員長が理事会に報告する。

- 2 理事会は、前項の報告に基づいて、学長候補者を学長予定者として決定する。

(学長予定者が辞退した場合)

第8条 理事会は、学長予定者が辞退した場合は、あらためて学長候補者を選出する。

(学長の任期)

第9条 学長の任期は就任の日から4年とし、再任を妨げない。ただし、原則として、引き続き8年を超えて在任することはできない。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の承認を要するものとする。

(細則への委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年7月22日から施行する。(2005年7月22日制定)

附 則

この規程は、2005年7月22日から施行する。(2005年9月30日制定)

附 則

この規程は、2012年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

[別紙様式 学長候補者推薦用紙](#)